

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業利用契約書

_____（以下「契約者」という）と、社会福祉法人明照会が経営するあそか苑
デイサービスセンター（以下「あそか苑」という。）とは、契約者が、あそか苑から提供される指定介
護予防通所型サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書の
内容を承諾し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法（平成9年法律第 123 号）その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、利用
者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次
のサービスを提供します。

第1号通所事業（従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス）
（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

第2条(個別サービス計画の作成及び変更)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、介護予防給付又は介護予
防・日常生活支援総合事業の介護予防サービスの提供に関する計画（以下「介護予防ケアプラン」とい
います。）の内容に基づき、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サー
ビス提供期間等を記載した個別サービス計画を作成します。

- 2 事業者は、前項の個別サービス計画を作成する場合において、その内容を利用者又はその家族に
説明し、利用者の同意を得たときは、これを交付します。
- 3 事業者は、個別サービス計画の実施状況を適切に把握し、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載
した記録を作成し、利用者に説明し、これを交付します。

第3条(提供するサービスの内容及びその変更)

事業者が提供し、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び利用者負担金は、「契約
書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

- 2 利用者は、事業者に対し、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し
出があった場合において、事業者は、その変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条
の契約の目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がないときは、速やかにサービスの内容を変更
します。
- 3 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合、速やかに地域包括支援センター又
は介護支援相談員に連絡するなどの必要な援助を行います。
- 4 事業者は、その提供しようとするサービスの一部に介護保険の適用を受けないサービスが含まれる
場合、その内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

第4条(運営規程の遵守)

- 1 あそか苑は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとしします。
- 2 あそか苑及び契約者は、運営規程を遵守するものとしします。

第5条(サービス利用料金の支払い)

- 1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)をあそか苑・パドマ館に支払うものとしします。
但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとしします。(要介護認定確定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただきます[償還払い])。
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金をあそか苑に支払うものとしします。
- 3 前項の他、契約者は第1号通所事業サービスにおいては、食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費をあそか苑に支払うものとしします。
- 4 契約者は、通所介護サービスにおいては、前3項に定めるサービス利用料金を毎月月末に締切り、翌月26日に口座引落しにより、支払うものとしします。但し引落日が銀行休日にあたる場合は、その翌日としします。

第6条(利用の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日又は利用期日の前日までにあそか苑に申し出るものとしします。
- 2 契約者が、利用開始日又は利用期日の前日までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料をあそか苑にお支払いいただく場合があります。
但し、契約者の体調不良等の正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 あそか苑は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、あそか苑が満員により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとしします。
- 4 契約者は、第1号通所事業サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及

び第17条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務をあそか苑・パドマ館に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、あそか苑を退所する場合において、あそか苑は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第7条(利用料金の変更)

- 1 サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、あそか苑は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 サービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、あそか苑は、契約者に対して、変更を行う日の1カ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第8条(あそか苑及びサービス従事者の義務)

- 1 あそか苑及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体財産の安は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他 必要な場合は、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 2 あそか苑は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、あそか苑の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 あそか苑及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 あそか苑は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
但し、契約者は、重要事項説明書記載のコピー代を複写費用として支払います。

第9条(守秘義務等)

- 1 あそか苑及びサービス従事者または従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 あそか苑は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援・あそか苑等との連携を図るなど正

当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第10条(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、あそか苑の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、サービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、あそか苑は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、あそか苑の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等とあそか苑との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条(契約者の禁止行為)

契約者は、あそか苑・館内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 喫煙。
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと。
- (3) その他決められた(※重要事項説明書もしくはあそか苑において定めた規則など)以外の物の持ち込み。

第12条 損害賠償(あそか苑の義務違反)

あそか苑は、民間企業の提供する損害賠償保険に加入しています。

保険契約内容については、利用者からの要請により開示することができます。

第13条 (損害賠償責任)

- 1 あそか苑は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 あそか苑は、民間企業の提供する損害賠償保険に加入します。
- 3 前項の規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

第14条(損害賠償がなされない場合)

あそか苑は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、あそか苑は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 契約者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者の急激な体調の変化等、あそか苑の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 契約者が、あそか苑もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第15条(あそか苑の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、あそか苑は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第16条(契約当事者の変更)

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

記

住所

氏名

連絡先

(契約者との関係)

第 17 条(苦情処理)

あそか苑は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者を選任して、適切に対応するものとします。

第 18 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、あそか苑は契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、あそか苑が署名・捺印のうえ、契約者、あそか苑が各1通を保有するものとします。

事業者 伊丹市中野西1丁目18番地
社会福祉法人 明照会
理事長 善 部 修 (印)

事業所 あそか苑デイサービスセンター 伊丹市中野西1丁目18番地

契約者 住 所

氏 名 (印)

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者 住 所

氏 名 (印)

(契約者との関係)

個人情報使用同意書

個人情報の使用目的

- 1、利用者のための円滑なサービス提供のため、サービス担当者会議などにおいて必要な場合。
- 2、他の施設、医療機関等へ紹介する場合。

個人情報の内容

氏名、年齢、住所、病歴、身体状況、家庭状況、その他一切の利用者や家族の個人情報

使用条件

- 1、個人情報利用は必要最小限にとどめ、無用な情報提供は行わない。
- 2、情報提供の際には、関係者以外に漏れる事のないように細心の注意を払うこと。

使用期間

契約日より契約終了までとする。

上記条件により、私および家族の情報の使用にあたり同意いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人 明照会

あそか苑デイサービスセンター 様

利用者 住所_____

氏名_____ 印

家族代表 住所_____

氏名_____ 印